



環 評 審 第 4 1 号
平成25年11月7日

沖縄県知事
仲井眞 弘多 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 宮 城 邦 治



恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価書の審査について（答申）

平成25年10月17日付け沖縄県諮問環第14号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。

恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価書に対する答申

【事業計画】

1 土地利用計画について

- (1) 本事業実施区域西側のアダン群落については、改変範囲を当初計画の半分程度に抑えるよう配慮した、としているが、当該箇所のアダン群落については、現在でもアダン群落の幅が狭く、改変により群落の幅が半分程度に縮小することで、群落の維持に影響が及ぶことが懸念されることから、土地の改変による当該箇所のアダン群落への直接的な影響を回避させるよう、事業計画を再度検討させること。
- (2) 海岸へのアクセスについては、現在、里道として利用されている箇所について土地利用計画図に記載されているが、里道の先端から北側の海岸へのアクセスについては、里道ではないことから記載されていない。当該箇所は、個人の所有地ではあるが、これまでの人の往来により北側の海岸のアクセスルートとなっている部分であることから、北側の海岸へのアクセス方法等、当該箇所の今後の利用方法について評価書に記載させること。

2 道路計画について

施設供用時の施設利用車両の通行ルートについては、現時点では、恩納小中学校横の村道からのルートを計画しており、他の進入路とする案については、今後、村と調整することとしていることから、通行ルートを変更する場合には、周辺的生活環境や自然環境への影響を回避・低減する計画となるよう検討させること。

3 汚水処理計画について

汚水処理水の放流先については、ナカンズ水路排水案及び外海直接排水案を比較、検討し、ナカンズ水路排水案を選定した、としている。ナカンズ水路の河口である屋嘉田潟原は「日本の重要湿地500」（平成14年2月、環境省）に選定されており、貝類・海藻草類等の多くの貴重種が生息・生育しているほか、ヒトエグサやモズクの養殖が行われる等、自然環境が豊かな場所であることから、汚水処理水の放流による自然環境への影響については、十分留意する必要がある。

以上を踏まえ、事業の実施に当たっては、汚水処理水の放流による自然環境への影響が可能な限り回避・低減されるよう、以下の点について留意させること。

- (1) 水の汚れに対する環境保全措置として設置することとしている修景池には、浄化槽で処理した水を導く計画となっているが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和46年厚生省令第2号）において、し尿を含む水を原水とした雑用水は、散水及び修景等に使用できないとされていることから、当該施設の仕様及び管理の方法が適法となるよう修景池の計画を再検討させるこ

と。

(2) 修景池から放流された処理水は、ナカンズ水路に排出されるが、ナカンズ水路は現状でも降雨時等において、水路から水が溢れる場合があり、将来においても、水路から水が溢れることが懸念される。ついては、施設の供用時における処理水を含めた降雨時のナカンズ水路の水量を計算させた上で、水路から水が溢れる可能性について予測させ、その結果を踏まえ、必要に応じて、修景池の容量の増大及び修景池から排水する水量の調節等の措置を検討させること。

(3) 供用時においては、処理水の排水先となる屋嘉田潟原に生息・生育する生物への影響を可能な限り回避・低減するため、専門家等の意見を踏まえ、生物への影響があると考えられる化学物質の含まれた製品の使用を可能な限り制限する等の措置を検討させること。

4 緑化計画について

街路樹植栽区域の植栽種として選定されているオキナワキョウチクトウについては、県内の公園や街路樹として利用されている種であるが、有毒な植物であり、実を口に入れた子供が救急搬送され、入院する事故も起きていることから、植栽種としての使用の適否について再検討させること。なお、検討の結果、使用することとなった場合には、施設の利用者が触れるような場所への植栽を回避させること。

【個別的事項】

5 騒音について

恩納小中学校における道路交通騒音について、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準との整合性が評価されているが、工事中の一部時間帯及び供用時のほとんどの時間帯で同基準を超過している。事業者においては、事後調査において、工事中及び供用時の道路交通騒音を調査することとしていることから、必要に応じて、同法に基づく調査の実施についても検討させること。

6 水の汚れについて

(1) 環境保全措置として設置することとしている修景池について、以下の点を評価書に記載させること。また、同じ内容を第2章の汚水処理計画の箇所にも記載させること。

ア 修景池の必要容量の設定根拠

イ 修景池の維持・管理の方法

ウ 修景池から処理水を排水する際の水質の確認の方法

(2) 修景池において水質浄化にクロモを用いることとしているが、その方法及び効果等について、以下の点を評価書に記載させること。

ア クロモの入手方法（在来のものを使用するかどうかを含む）

イ 修景池でのクロモの管理の方法（繁茂した場合及び修景池外へ逸出した場合の対策を含む）

ウ 評価書に記載されているクロモの浄化効果について、その出典及び内容の詳細

(3) 水生植物による水質浄化の効果については、クロモとは別の植物を用いた実測データを基に予測されており、クロモを使った浄化効果については、不確実性が伴うものと考えられる。事業者は、事後調査において、修景池の水質の状況を調査することとしているが、併せてクロモの浄化効果についても検証させること。

7 地形・地質について

施設の供用に伴いナカンズ水路から海域へ排出される水量の増加による海底地形の変化について、全体的には現況と大きな変化は見られないと予測しているが、ナカンズ水路河口部及び河口部から延びる干潟滞筋部では現況と比較して浸食が進むと予測される箇所があることから、長期間にわたる施設の供用に伴う影響が懸念される。

については、長期的な干潟の地形変化についての予測・評価を行わせるとともに、干潟の地形変化についての事後調査を実施させること。

8 陸域生物（植物）について

(1) 重要な植物種及び植物群落について

本事業実施区域の周辺は沖縄海岸国定公園に指定されており、本事業実施区域の海岸部には多くの貴重な植物種や植物群落が存在している。については、海岸植生の改変を可能な限り回避する観点から、以下の点について対応させること。

ア ヒメイヨカズラについて

ヒメイヨカズラについては、事業実施区域北西側の個体が事業の実施に伴い消失することとなっているが、当該種は沖縄本島でも生育地が限られている貴重な種であることから、事業の実施による消失を回避させるよう、事業計画を再度検討させること。

イ イソノギクについて

イソノギクについては、群落として存在する箇所については、事業の実施による直接の改変は回避されているものの、事業実施区域北西側の33個体については、事業の実施に伴い消失することとなっている。イソノギクは「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」（平成18年3月、沖縄県）において、絶滅危惧IA類に区分されており、沖縄本島では中部にのみ分布している貴重な種であることから、事業の実施による消失を回避させるよう、事業計画を再度検討させること。

ウ アダン群落について

工事の実施に伴うアダン群落への影響について、アダン群落全体の改変面積が減少したことから、影響は低減され、周辺の海岸植生との連続性・一体性が

保たれると評価している。

しかしながら、予測においては、事業実施区域北西側、西側に分けて予測されており、事業実施区域西側のアダン群落については、「群落の幅が半分に縮小するため、群落の維持に影響が及ぶ可能性があり、周辺の海岸植生との連続性・一体性にも影響が及ぶ可能性がある」としていることから、それぞれの区域ごとに、事業の実施によるアダン群落への影響を詳細に評価させ、その結果を評価書に記載させること。

(2) シマエンジュについて

シマエンジュについては、「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト」（平成24年8月、環境省）及び「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」に記載されていないものの、沖縄本島ではほとんど確認されていないことから、分布情報を評価書に記載させるとともに、重要な種と同様に予測・評価させ、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討させること。

9 事後調査について

水質、底質及び海域生物の事後調査については、以下の点を再検討させること。

(1) 事後調査の期間を供用開始前と工区毎の供用開始後1年と設定しているが、事後調査については、供用後の環境状態等が定常状態で維持されることが明らかとなるまで又は将来における環境状態等が悪化することがないことが明らかとなるまで実施する必要があることから、その調査期間については一律に設定するのではなく、各項目の毎年度の事後調査結果を踏まえたものとさせること。

(2) 事後調査の回数については、ほとんどの項目で「年1回（夏季）」としているが、その妥当性について明らかにさせるとともに、夏季の調査時期について、具体的に示させること。

また、海域生物の調査対象種によっては、夏季に生息・生育が確認できない種が存在することが考えられることから、必要に応じて、対象種の生息・生育状況を的確に把握できる時期を追加させること。

【その他】

10 ナカンズ水路について

ナカンズ水路については、現状でも降雨時等において、水路から水が溢れる場合があり、評価書における通水能力の算定においても、断面不足であると判断されている。

今後、施設の供用時に、施設から汚水処理水が排水されることにより、水路から水が溢れることが懸念されることから、上記3(2)の結果を踏まえ、必要に応じて、水路の管理者とナカンズ水路の改修の必要性について、調整を行うことを検討させること。